

法改正のポイントと介護分野における 取り組みについて

福祉基盤課福祉人材確保対策室 平成31年3月5日（火）社会・援護局関係主管課長会議資料＜資料6＞より抜粋
新たな外国人材の受入れについて 平成31年2月 法務省入国管理局 資料より抜粋

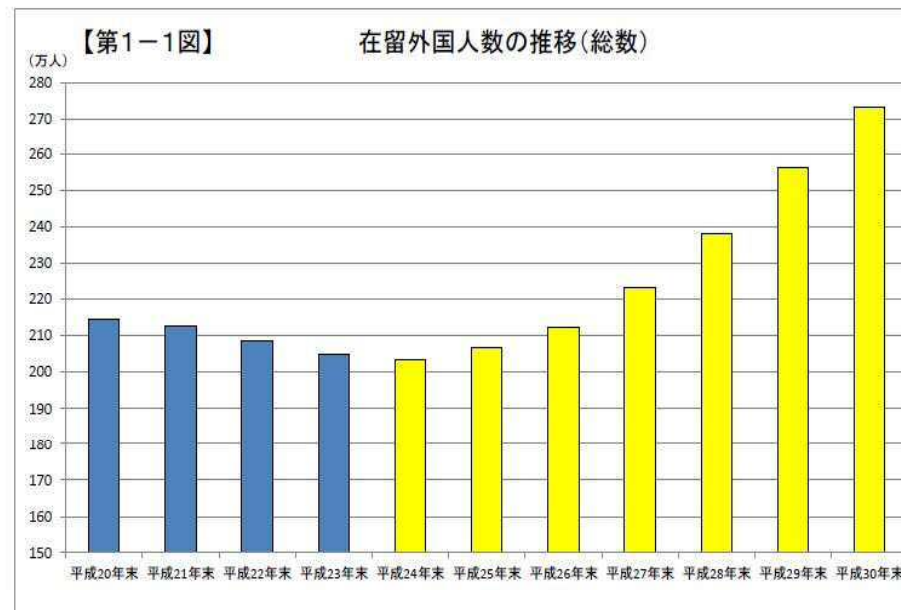
在留外国人の状況①

▶ 総数 2,731,093人

* 対前年比で6.6%増

* 総人口に占める割合 : 2.15%

(平成29年11月1日の人口 1 億2645万人として計算)



(平成30年末 法務省統計)

▶ 国籍・地域

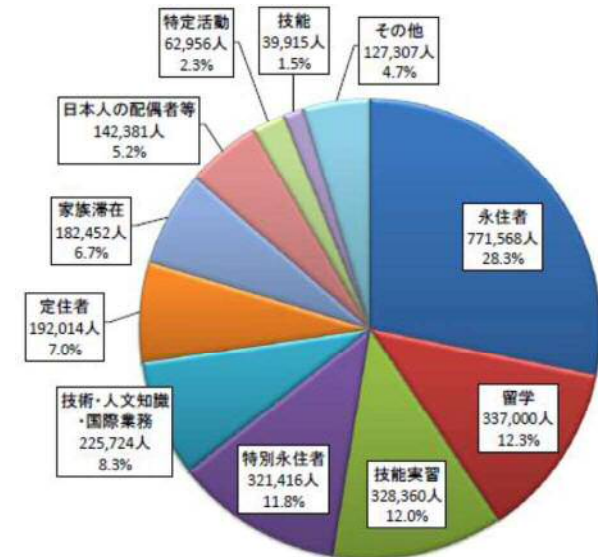
順位	国名	人数	構成比	対前年比
1位	中国	764,720人	28.0%	(+4.6%)
2位	韓国	449,634人	16.5%	(-0.2%)
3位	ベトナム	330,835人	12.1%	(+26.1%)
4位	フィリピン	271,289人	9.9%	(+4.1%)
5位	ブラジル	201,865人	7.4%	(+5.5%)
6位	ネパール	88,951人	3.3%	(+11.1%)

在留外国人の状況②

▶ 在留資格別

順位	国名	人数	構成比	対前年比
1位	永住者	771,568人	28.3%	(+3.0%)
2位	留学	337,000人	12.3%	(+8.2%)
3位	技能実習	328,360人	12.0%	(+19.7%)
4位	特別永住者	321,416人	11.8%	(-2.5%)
5位	技人国	225,724人	8.3%	(+19.3%)

在留外国人の構成比
(在留資格別,平成30年末)



▶ 都道府県別

順位	都道府県	人数	構成比	対前年比
1位	東京都	567,789人	20.8%	(+5.6%)
2位	愛知県	260,952人	9.6%	(+7.4%)
3位	大阪府	239,113人	8.8%	(+4.7%)
4位	神奈川県	218,946人	8.0%	(+7.1%)
5位	埼玉県	180,762人	6.6%	(+8.1%)

(平成30年末 法務省統計)

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留カードについて

日本国政府 在留カード 番号 AA00000000AA
GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD No.

氏名 TABAKO TAROU
NAME

生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男 M 国籍・地域 〇〇 国
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 東京都〇区〇〇〇〇〇〇 全国タバコセンタービル
ADDRESS

在留資格 留学
STATUS College Student

就労制限のありなし 就労不可

在留期間（満了日） 〇年〇月（ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D

許可の種類 在留期間更新許可（東京入国管理局長） ◆MOJ◆

許可年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 交付年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

このカードは 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで有効 です。 法務大臣 花房 勝一

見本・SAMPLE

住居地記載欄

届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄

許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新等許可申請欄

在留資格変更許可申請中

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD
GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD No.

氏名 TURNER ELIZABETH
NAME

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F 国籍・地域 米国
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号
ADDRESS

外国人登録では住所の登録が居住地であればどこでも（例えば公園などでも）OKだった。新管理制度では『住居地』でなければNG

就労不可

在留期間（満了日） 4年3月（2018年10月20日）
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D

許可の種類 在留期間更新許可（東京入国管理局長） ◆MOJ◆

許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日

通常は一致 このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 法務大臣 花房 勝一

ローマ字表記のみ。通名の記載不可。外国人登録証ではOKだった。

更新などでカードが変わるごとに新しいNO. がつけられる

「在留資格に基づく就労活動のみ可」
「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」
「指定書により指定された就労活動のみ可」
「就労制限なし」など

発行元が変わります。外登法では市町村だった。

外国人介護人材の受入れについての考え方

参考資料17

【国内の人材確保対策】

- 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、各制度の趣旨に沿って進めていく。
 - ①EPA(経済連携協定): 経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
 - ②資格を取得した留学生への在留資格付与: 専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ
 - ③技能実習: 日本から相手国への技能移転
 - ④介護分野における特定技能の在留資格付与: 就労目的での即戦力人材の受入れ

【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(4,302人を受け入れ、757名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

【②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する入管法の一部改正法が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

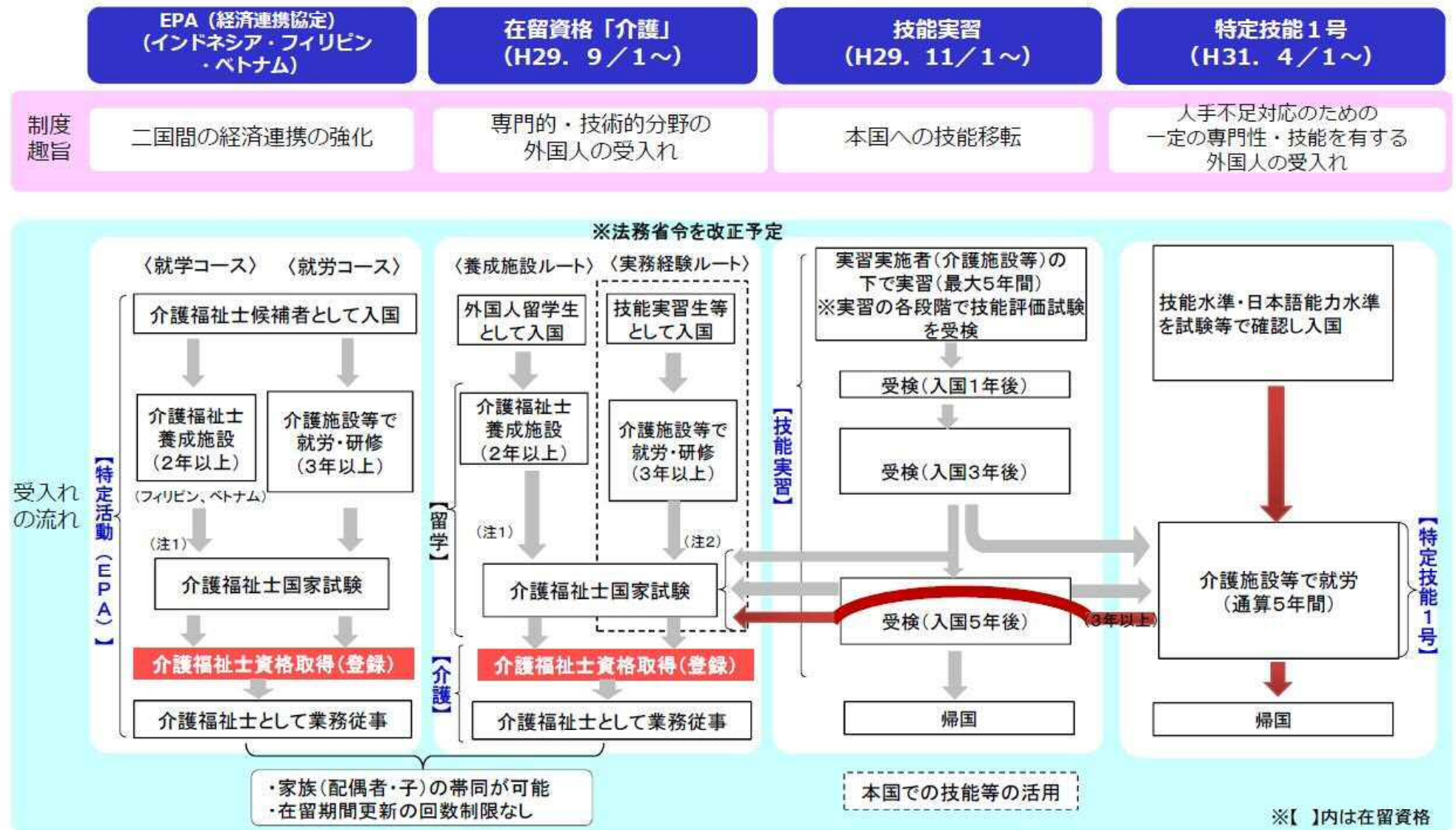
【③技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

【④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ】

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を対象とする在留資格「特定技能」を創設する入管法の一部改正法が平成30年12月に成立、公布。平成31年4月1日施行。
- 平成30年12月25日、特定技能により外国人人材を受入れる分野として、介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等を決定。

外国人介護人材受入れの仕組み

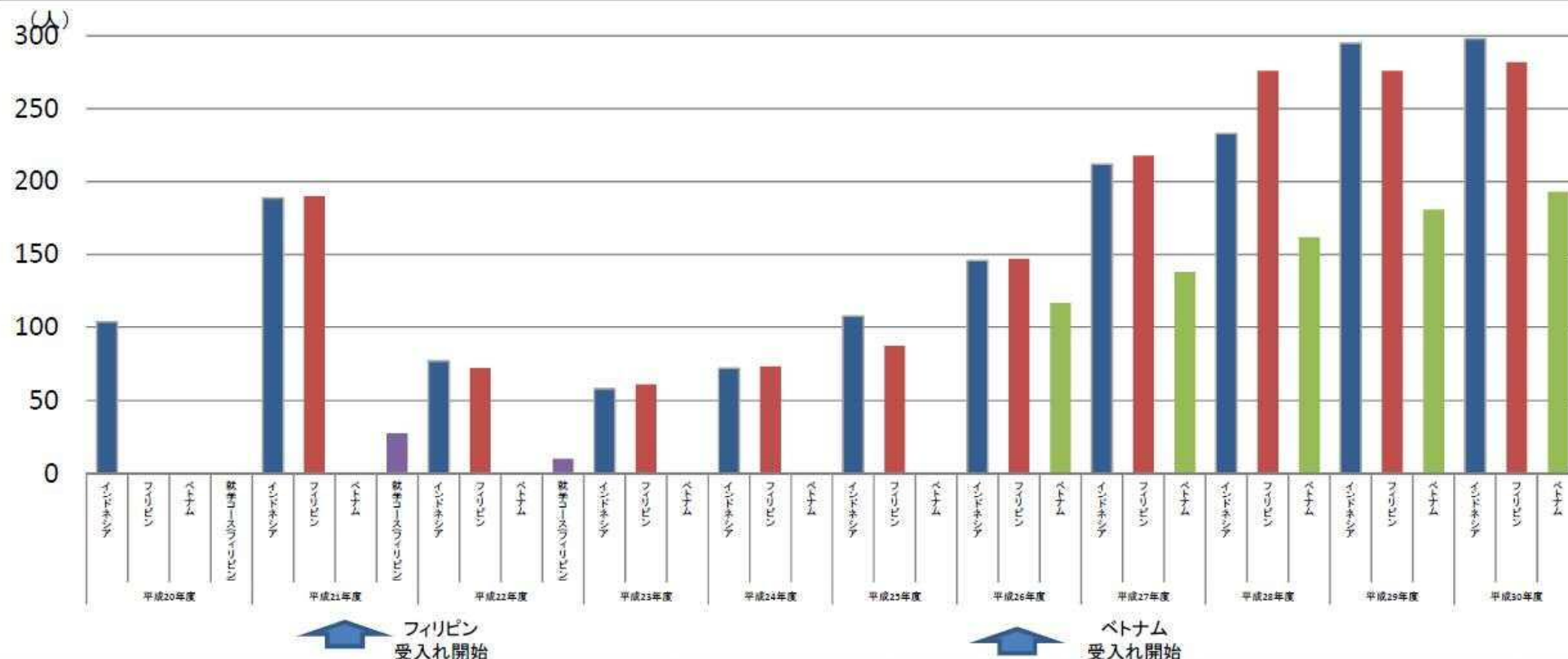


(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は4,300人超。



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	1,792
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	1,682
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	791
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	4,265
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。

※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

技能実習制度の仕組み

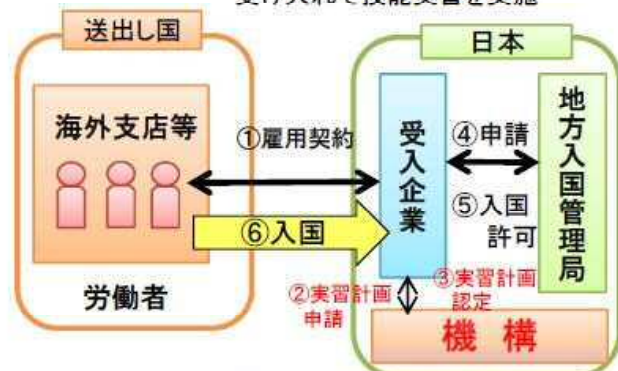
参考資料20

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。
※平成30年6月末時点

※新制度の内容は赤字

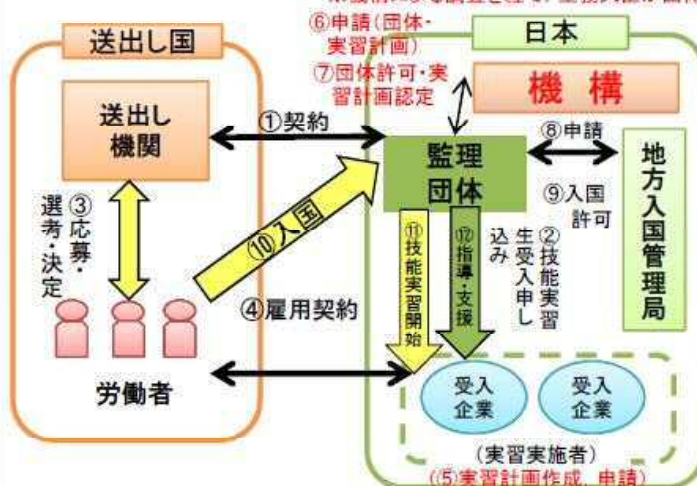
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

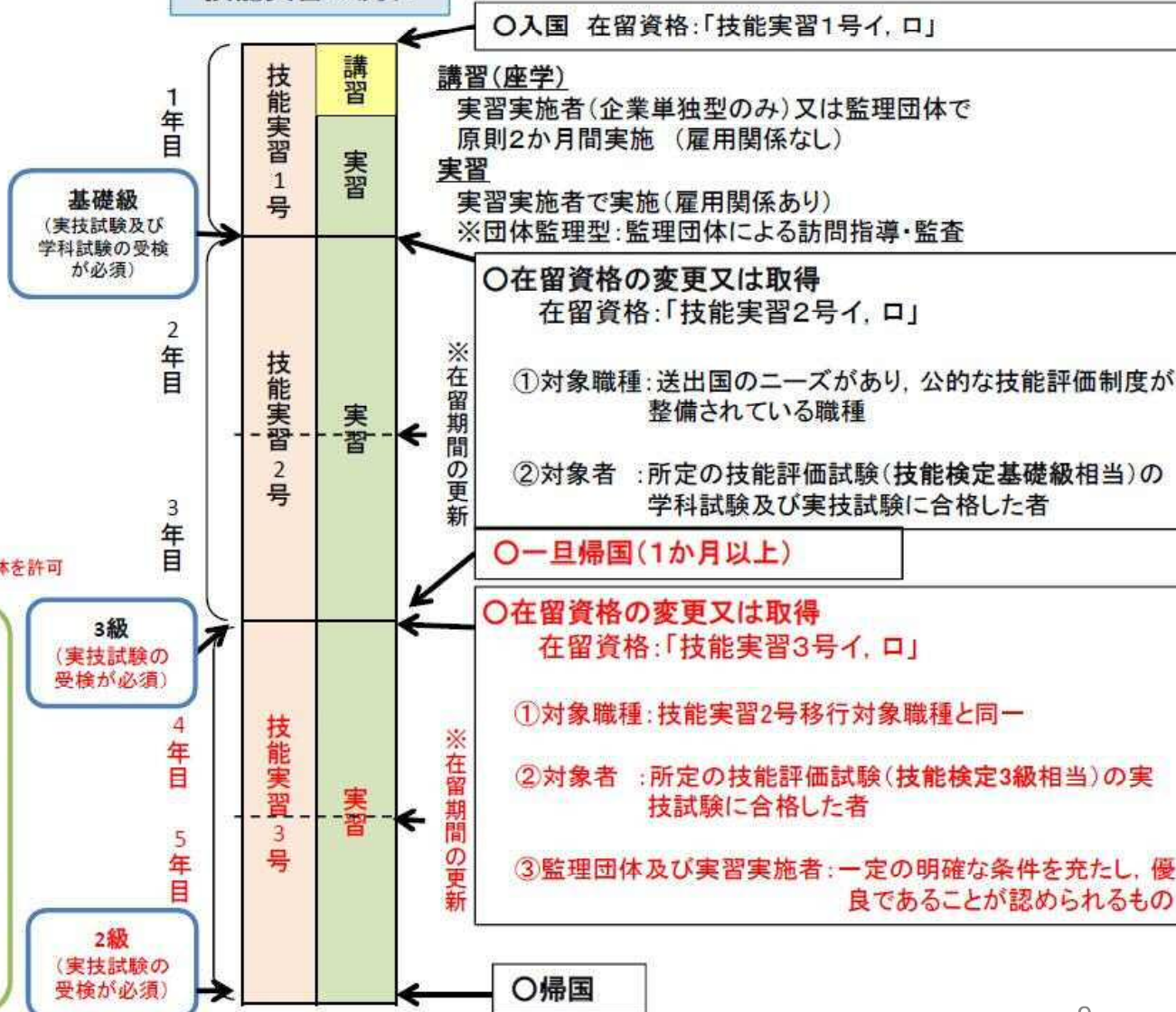


【団体監理型】非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習の流れ



監理団体に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
 - (1)商工会議所※ (2)商工会※ (3)中小企業団体※ (4)職業訓練法人 (5)農業協同組合※ (6)漁業協同組合※
 - (7)公益社団法人 (8)公益財団法人
 - (9)その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
 - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入に当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・<u>関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等）</u> ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

技能実習生に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

○ 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※1であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※2であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※)同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

実習実施者・実習内容に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したもののの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するもののの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

一般の実習実施者		優良な実習実施者	
1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

2ヶ月間の集合研修

入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。(入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。)

講習内容	
科目※	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要の情報	8※ ¹
生活一般	—
総時間数	320※ ¹

(※1)技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は1/12)以上とされている。(320時間については目安として記載。)

①日本語	
教育内容	時間数(※ ²)
総合日本語	100(90)
聴解	20(18)
読解	13(11)
文字	27(24)
発音	7(6)
会話	27(24)
作文	6(5)
介護の日本語	40(36)
合計	240

(※2)日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。()内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

- ①現地で同じ基準を満たす研修を行って入国した場合
- ②N3以上の日本語レベルで入国した場合

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（平成30年12月末現在）

申請件数	許可件数
2,573件（うち介護職種535件）	2,422件（うち介護職種476件） うち一般監理事業（※1）1,064件（介護職種212件） うち特定監理事業（※2）1,358件（介護職種264件）

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年12月末現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	11,983件（うち介護41件）	11,381件（うち介護5件）
団体監理型（※4）	398,596件（うち介護1,475件）	371,859件（うち介護941件）
計	410,579件（うち介護1,516件）	383,240件（うち介護946件）

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

制度概要 ①在留資格について



法務省
Ministry of Justice

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

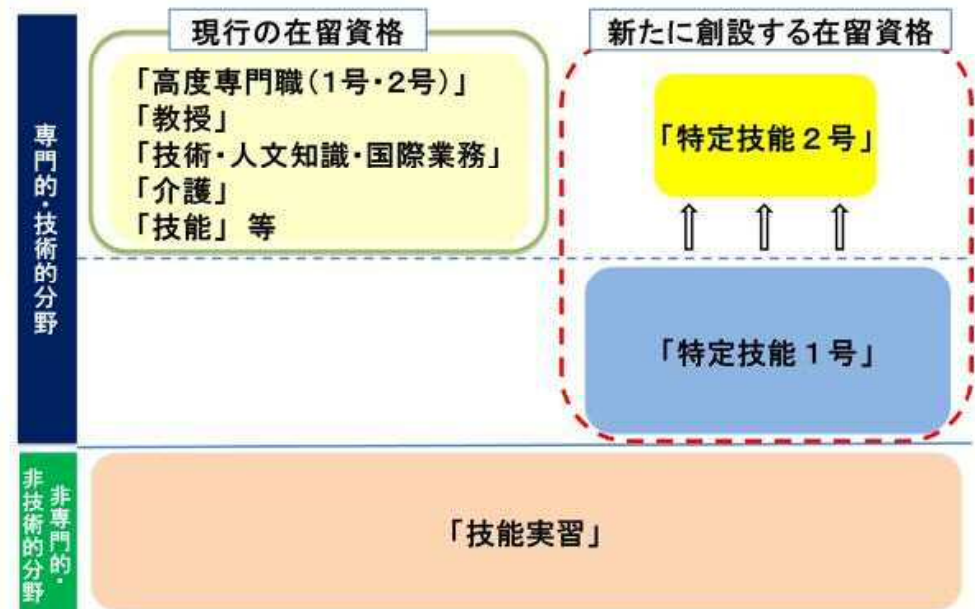
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



分野別方針について（14分野）

分野	1 人手不足状況 (5年間の最大値)	2 人材基準		3 その他重要事項	
		技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験(仮)等 【1試験区分】	直接
経産省	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・建築物内部の清掃 【1試験区分】	直接
	農林産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・醸造 ・金属プレス ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・アルミニウム薄板成形 【13試験区分】	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・鍛造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工	
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・機械加工 ・金属プレス ・鍛造 ・ダイカスト ・めっき	
国土省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等 ・型枠工 ・左官 ・コンクリート ・トンネル掘削 ・建設機械操作	
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・溶接 ・塗装 ・鉄工	
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等 ・自動車の	
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グランドハンドリング又は航空機整備)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・空港グランド ・航空機整備	
	石油	22,000人	石油業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・フロント、	
農水省	農業	38,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・耕種農業 ・畜産農業	
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・漁業(漁具 ・植物の採集 ・養殖業(養 ・獲)・処理	
	飲食料品製造業	34,000人	飲食料品製造業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・飲食料品	
	外食業	53,000人	外食業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等 ・外食業全般(飲食調理、接客、店舗管理) 【1試験区分】	直接

分野別運用方針の概要（介護分野抜粋）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験(仮) 【新設】等
	日本語試験	日本語能力判定テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験(仮)等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注) 訪問系サービスは対象外 【1試験区分】
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

(注1) 2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2) 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。

全部委託すれば1③も満たす。

- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

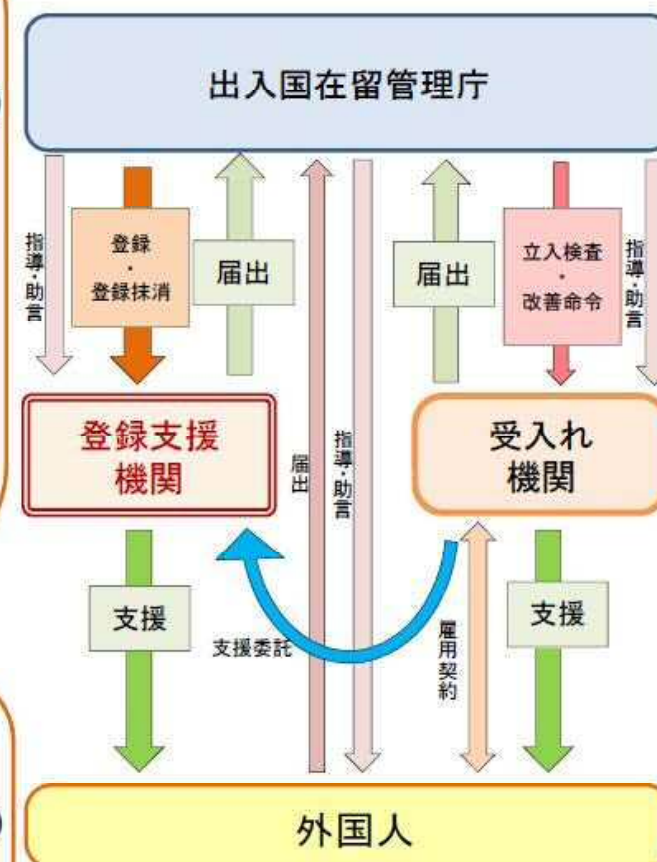
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

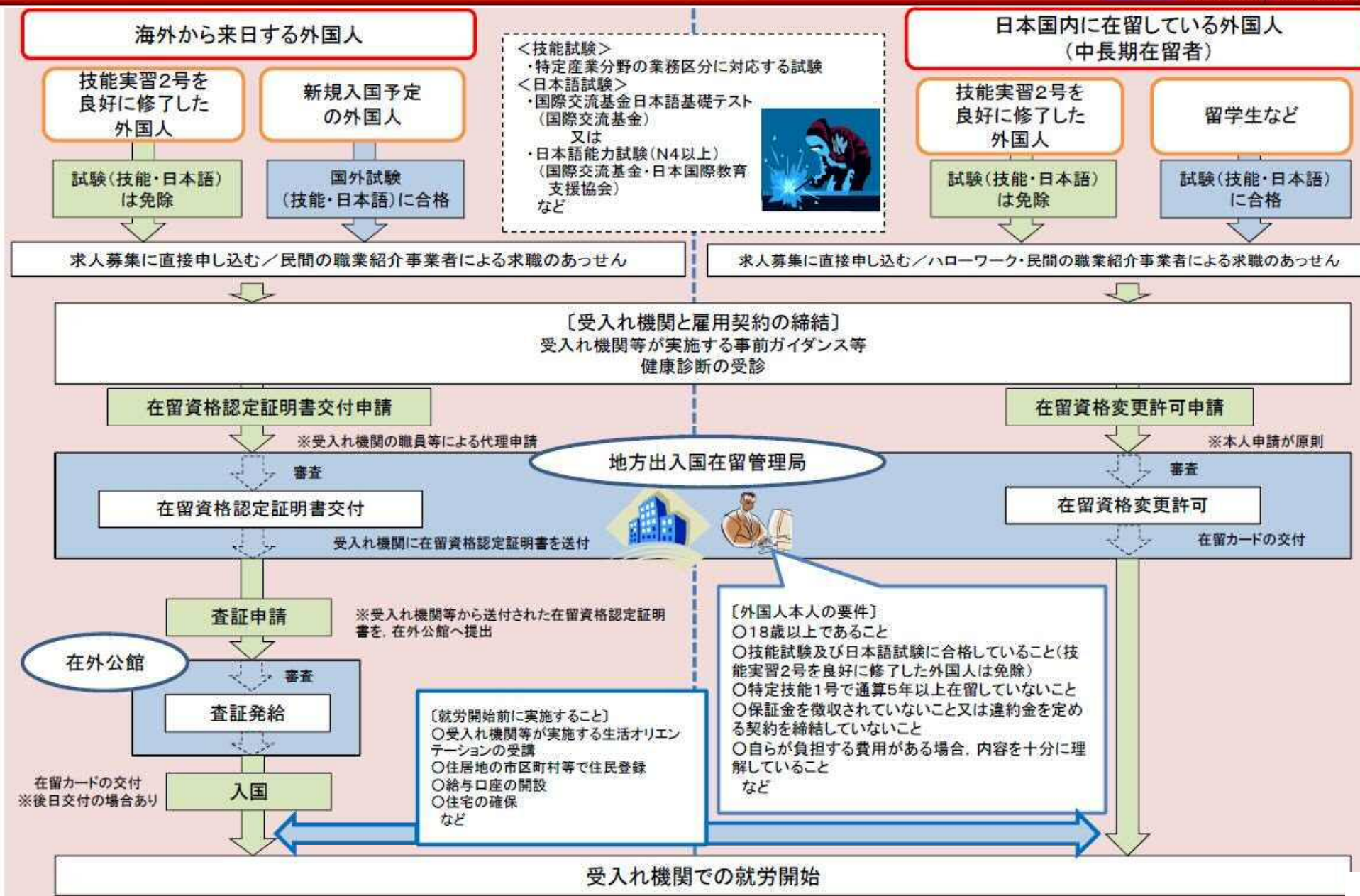
2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。



新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）



特定技能における分野別の協議会について



法務省
Ministry of Justice

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

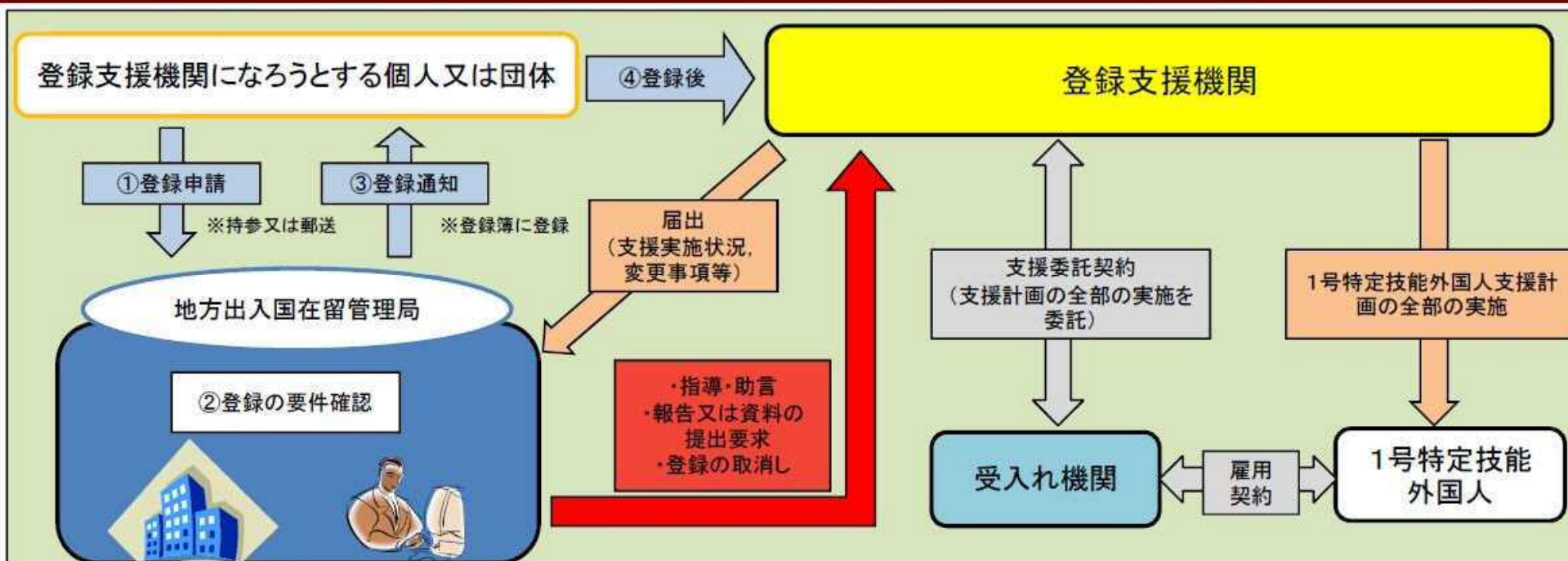
- 特定技能外国人の受入りに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



法務省
Ministry of Justice



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

技能実習と特定技能の制度比較（概要）

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

介護分野における分野別運用要領 (技能試験・日本語試験の概要)

技能試験

「介護技能評価試験(仮称)」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: 予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTB)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 未定
- 開始時期: 平成31年4月予定

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、国際交流基金日本語基礎テストを実施することとされた9か国

(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)のうち、国際交流基金日本語基礎テストの実施環境等が整った国から順次実施。

日本語試験

「日本語能力判定テスト(仮称)」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTB)方式
- 実施回数: 年おおむね6回程度、国外実施を予定
- 開始時期: 平成31年4月から活用予定



(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

「介護日本語評価試験(仮称)」

- 実施主体: 予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTB)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 未定
- 開始時期: 平成31年4月予定

「介護技能評価試験」について

▶試験時間：60 分、計45問

▶学科試験：40問 ▶実技試験：5問

項目	問題数	内容
介護の基本	10問	「介護における人間の尊厳と自立」「介護職の役割職業倫理」「介護サービス」「介護における安全の確保とリスクマネジメント」
こころとからだのしくみ	6問	「からだのしくみの理解」「介護を必要とする人の理解」
コミュニケーション技術	4問	「コミュニケーションの基本」「利用者とのコミュニケーション」「チームのコミュニケーション」
生活支援技術	20問	「移動の介護」「食事の介護」「排せつの介護」「みじたくの介護」「入浴・清潔保持の介護」「家事の介護」

介護技能評価試験（例題）～介護の基本～

例題1 自己決定を支援する上で把握すべき内容として、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 家族の意向
- 2 介護を必要とする人の希望
- 3 医師の判断
- 4 経済状況

介護技能評価試験（例題）～コミュニケーション技術～

例題3 コミュニケーションに関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 常に大きな声で話しかける。
- 2 わからない話は、黙っている。
- 3 相手の表情を見ながら話を聞く。
- 4 身振りや手振りを使わないようにする。

「介護日本語評価試験」について

▶試験時間：30 分、計15問

項目	問題数
介護のことば	5問
介護の会話・声かけ	5問
介護の文書	5問

介護日本語評価試験（例題）～1. 介護のことば～

Which word has the same meaning as ____? Choose the best answer from 1 to 4.

____のことばと だいたい おなじ いみのものは どれですか。
いちばん いいものを 1・2・3・4から ひとつ えらんで ください。

れいだい1 タンさん、この箱(はこ)を更衣室(こういしつ)に持(も)って行(い)ってください。

- 1 着替(きが)えをするところ
- 2 会議(かいぎ)をするところ
- 3 食事(しょくじ)をするところ
- 4 運動(うんどう)をするところ

介護日本語評価試験（例題）～1. 介護のことば～

Which word has the same meaning as ____? Choose the best answer from 1 to 4.

____のことばと だいたい おなじ いみのものは どれですか。
いちばん いいものを 1・2・3・4から ひとつ えらんで ください。

れいだい2 加藤(かとう)さんは、車椅子(くるまいす)を使(つか)っています。

- 1 食(た)べるために使(つか)う道具(どうぐ)
- 2 移動(いどう)するために使(つか)う道具(どうぐ)
- 3 入浴(にゅうよく)するために使(つか)う道具(どうぐ)
- 4 音(おと)を聞(き)くために使(つか)う道具(どうぐ)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、
日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

- ・暮らしやすい地域社会づくり
多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)の整備等
- ・生活サービス環境の改善等
医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等
- ・留学生の就職等の支援
就職支援プログラム認定, 介護人材確保の支援等

- ・外国人材の適正・円滑な受入れの推進
に向けた取組

日本語能力判定テストの実施, 海外における日本語教育基盤強化等

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者(観光客等)



留学生等



日本人の配偶者等



(専門的・技術的分野)
就労資格外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針
(14分野)



特定技能外国人

新設

技能実習法



技能実習生

外国人介護人材雇用支援事業における インターンシップ生の受入について



▶令和元年度外国人介護人材雇用支援事業の取り組み（2カ年継続事業）

（１）運営拠点

フリーWi-Fi 完備



川崎市国際介護人材サポートセンター

Kawasaki City International Care Personnel Support Center

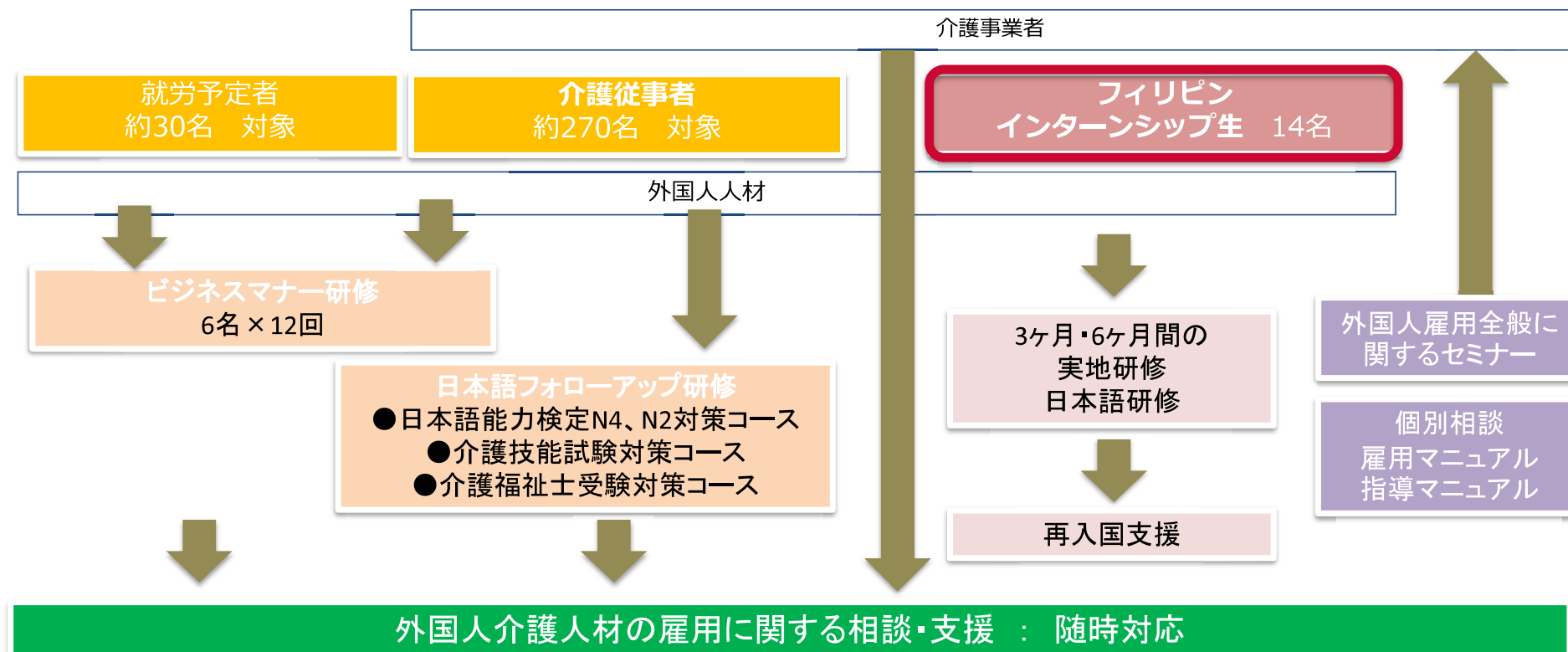
住所：〒211-0044 川崎市中原区新城5-10-6 新堀ギタービル新城302

電話：044-789-5546（平日9：00～18：00）

FAX：044-789-5547



（２）事業フレームと目標



(3) インターンシップ生の受け入れについて

1. 国際インターンシップの仕組み

外国の大学の学生が、教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき、当該機関から報酬を受けて、1年を超えない期間、かつ通算して当該大学の修業年限の2分の1を超えない期間、当該機関の業務に従事する活動。

自分の専攻する学部にあう日本国内の企業等の研修先で、実際の就業などを通じて、将来海外で就職するイメージ（日本のビジネスマナー・文化・慣習の違い等）や日本語、専門分野の学習をするもの。インターンシップ修了後は単位（学位）が授与されます。

在留資格は、**特定活動9号**に該当。 入国時日本語レベルは、N5相当。

<学生のメリット>

- ・専門的な介護業務を実践的に学ぶことができる。
- ・日本語力とコミュニケーション能力を高めることができる。
- ・長期的に日本で就労する際の就業先（候補）の介護事業所の生きた情報を受けられる。

<受入先介護事業所のメリット>

- ・技能実習に比べて手続きが簡素。又、入国までの期間が短い。
- ・受入期間中に複数の施設（同一法人内で、転居を伴わない範囲内）にて就業ができるため、適性を見分けることができる。
- ・良質な人材を大学在籍の間に選考し、技能実習に向けた早期採用が期待出来る。
- ・研修生という名目で外国人人材の受け入れを行うことで、社内の意識改革や体制整備の準備をすることが出来る。

本事業では、川崎市のサポートのもと、金銭的負担の軽減と、入国後の支援体制が整備されているため、双方にとってのメリットが大きい！

2. 外国人介護職の在留資格と、キャリアパス

いくつかの在留資格を組み合わせた場合、下記ルート及びパターンが想定されます。

モデル	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目以降
A	インター ンシ ッ プ	技能実習 1号・2号			技能実習 3号		介護福祉士				
		技能実習 1号・2号			(新) 特定技能 1号				介護福祉士		
		技能実習 1号	(新) 特定技能 1号					介護福祉士			
		(新) 特定技能 1号					介護福祉士				
		(新) 特定技能 1号					(新) 特定技能 2号				
B	インター ンシ ッ プ	留学				介護福祉士					
		日本語	介護福祉			(新) 特定技能 1号				介護福祉士	

3. スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
送り出し国との協定	●4月1・2・3日：バギオ大学看護学部長来日、川崎市内施設を見学 ●5月15・16・17日：川崎市ご担当者、訪比し調印式												
インターンシップ第1期生		●第1期生の受入先を調整、決定 ●申請手続き		3ヶ月間：6名程度				取組発表会					
インターンシップ第2期生		事業説明会・受入先募集			●面接会（現地・Skype等） ●第2期生の受入先決定 ●申請手続き			3ヶ月間：4～6名程度	3ヶ月間：4～6名程度	6ヶ月間：2～4名程度			取組発表会

4. 提携国について

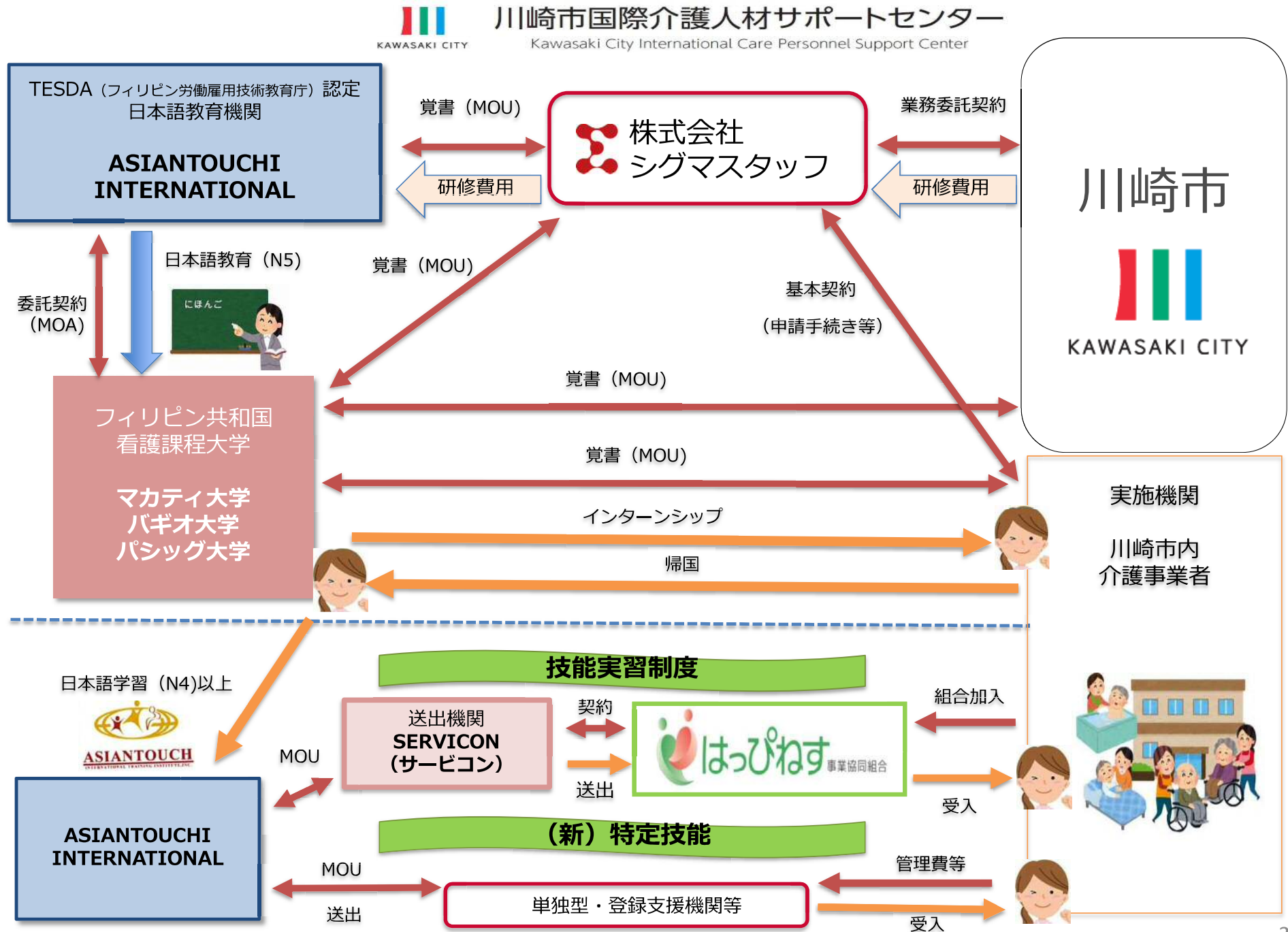


国名	フィリピン共和国：平均年齢24歳
人口	約1億98万人（2015年フィリピン国勢調査）平均寿命男性69.5歳、女性73.9歳
首都	マニラ（首都圏人口約1,288万人）（2015年フィリピン国勢調査）
言語	国語はフィリピン語。公用語はフィリピン語及び英語。80前後の言語がある
宗教	ASEAN唯一のキリスト教国。83%がカトリック、その他のキリスト教が10%。イスラム教は5%（ミンダナオではイスラム教徒が人口の2割以上）。
経済	GDP 2,920億米ドル（2015年）一人当たりGDP 2,858ドル（2015年）
通貨	1ペソ = 2.29円（2017年1月）
在留	在留邦人 17,021人（2015年）在日フィリピン人 229,595人（2015年）

男性は船員、建築、技術者など、女性は看護師、家政婦、介護などを中心に数多くの方が現在も就労しています。特に看護師は英語圏であるアメリカ、カナダ、オーストラリアなどを中心に多くの欧米諸国で、家政婦は香港、シンガポール、台湾、韓国、アラブ諸国で活躍していることで知られています。

また、外国政府による介護士認定資格「ケアギバー」があり、在宅でのメイド文化があることから、在宅介護をしていた経験者も多くいます。近年、2017年11月施行の介護技能実習の解禁、2019年4月施行予定の特定技能などの発表から大きな期待が寄せられています。

5. 事業スキーム



6. 提携先大学



バギオ大学 (University of Baguio)



1. 設立 1948年
2. 所在 バギオ市 人口35万人
3. 在校生 18,000人
4. 学長 President Dr. Dhanna Kerina Bautista-Rodas

マニラより北部の標高1500mの高地に位置し、観光都市バギオ市にある私立大学であり、21学部（看護、歯学、法学、工学、情報技術、国際観光など）から構成されています。看護学部は1学年200人在籍（全体800人）。

海外へのインターンシップにも積極的に取り組み、2019年7月より日本の介護施設向けに看護学生インターンシッププログラムを在校生対象に日本の介護施設・医療機関向けに看護学生インターンシッププログラムを開始する。



マカティ大学 (University of Makati) : 通称 UMak



1. 設立 1972年
2. 所在 マニラ首都圏マカティ市
3. 在校生 13000人 当大学は15カレッジ（看護、観光、ビジネス・金融、コンピュータサイエンス、教育、建設・土木など）と高等学校から構成されています。
4. 看護学部には1学年100人在籍（全体400人）

マカティ大学（フィリピン：Unibersidad ng MakatiまたはPamantasan ng Makati）は、フィリピン、マニラ首都圏のマカティ市にある公立大学であり、フィリピン国内にある108公立大学の幹事大学となっています。又、国家試験（看護、CPA、教師、電気技師など）の合格率は全国平均よりも非常に高く、優秀な技術者を多数輩出しています。

海外へのインターンシップにも積極的に取り組み、2019年4月より日本の介護施設向けに看護学生インターンシッププログラムを在校生対象に日本の介護施設・医療機関向けに看護学生インターンシッププログラムを開始した。



パシッグ大学 (University of Pasig)



1. 設立 1999年
2. 所在 マニラ首都圏パシッグ市
3. 在校生 5000人
4. 学長 President Amihan April Mella-Alcazar Ph.D.,MBA.,LL.B.,B.S(cl)

マニラ首都圏パシッグ市にある公立大学であり、7学部（看護、ビジネス、IT、エンジニア、ホテルなど）から構成されており、看護学部は1学年80人在籍（全体320人）。看護学部は4年生卒業ですが、奨学金返済、インターンシップを含めて6年制。現大学長は東北大学に6年間留学経験があり。

2018年12月の来日時には、シグマスタッフ・はっぴねす事業協同組合が共同開催した「外国人活用セミナー」にて講演。

2020年4月より、日本の介護施設・医療機関向けに看護学生インターンシッププログラムを開始予定。

7. 研修スケジュール

入国初日：羽田空港までお迎え、寮に移動、生活指導

入国2日目～5日間：川崎市国際介護人材サポートセンターにて、オリエンテーション及びマナー研修等

入国2週間目～3ヶ月間：

週4日（月火木金曜日）…9：00～18：00 各施設にて実地研修

週2日（水土曜日）…9：00～17：00 川崎市国際介護人材サポートセンターにて日本語研修

帰国前日：取組発表会

帰国日：羽田空港までお見送り



8. 費用内訳（条件は一律です）

インターンシップ期間中は、川崎市国際介護人材サポートセンターの近くに寮（一軒家）を借り、共同生活をするこ
とで、住居費用を抑えるとともに、共同生活を通して、日本での生活に早く慣れていただけるようにします。

【住所】川崎市高津区下野毛3丁目14-21（JR南武線「武蔵新城駅」より徒歩20分）

項目	単価		3ヶ月計	費用負担						収入	
				本事業費		介護施設		本人		本人	
				月単価	3ヶ月計	月単価	3ヶ月計	月単価	3ヶ月計	月単価	3ヶ月計
日本語学習費用（300時間）	150,000	回	150,000	50,000	150,000						
現地ビザ取得出国手続き費用	70,000	回	70,000	(13333)	40,000			10,000	30,000		
渡航費（往復）	45,000	回	45,000	(5000)	15,000			10,000	30,000		
給与（@1,000×129時間） 1日8時間	129,000	月	387,000	0		129,000	387,000			129,000	387,000
国民健康保険	1,500	月	4,500	0		0		1,500	4,500		
所得税（0.24%）	30,960	月	92,880	0		0		30,960	92,880		
保険（傷害補償等）	5,000	回	5,000	(1667)	5,000	0					
住居費用	25,000	月	75,000	7,500	22,500	12,500	37,500	5,000	15,000		
水道光熱費等	8,000	月	24,000	0	0	4,000	12,000	4,000	12,000		
申請業務一式（行政書士費用）	50,000	回	50,000	0		(16667)	50,000				
生活全般サポート費用	5,000	月	15,000	5,000	15,000	0					
負担額計				82,500	247,500	162,167	486,500	61,460	184,380	129,000	387,000

※上記は1名分の費用です。

月額手取り 67,540

※上記には、寮から実地研修先施設までの交通費は含まれておりません。

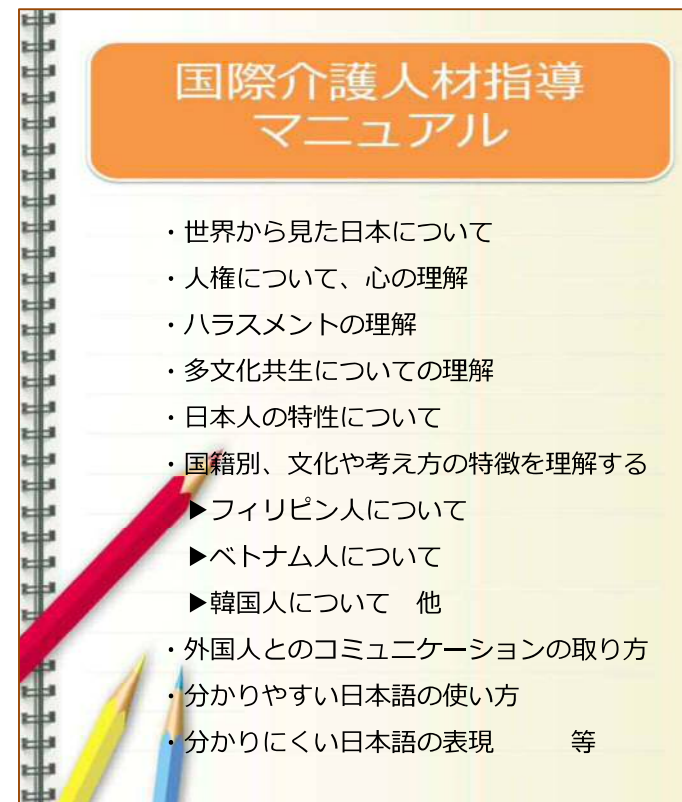
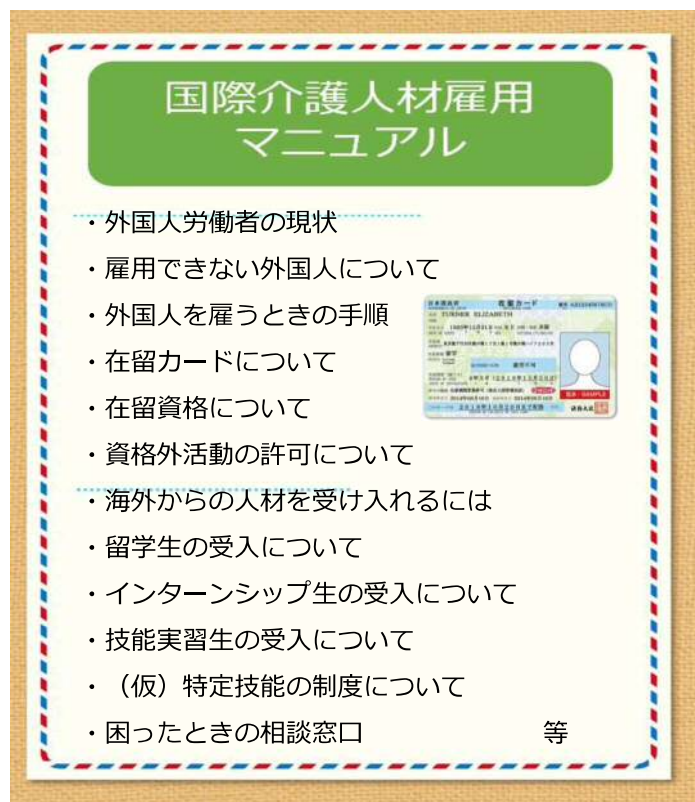
3ヶ月計 202,620

8. 受入支援

雇用・指導マニュアルは、どの法人様にも適応できる内容のものを作成します。各法人・事業所ごとにオリジナルのものを作成できるように、希望法人様にはデータで提供するようにいたします。難しい表現は避け、新入職員でも容易に理解しやすいものになるように工夫し、作成しています。

雇用マニュアルについては、行政書士や社労士と協同で進め、指導マニュアルについては実際に働く国際介護人材の意見も取り入れながら作成しています。

▶インターンシップ受入時の申請書類一覧（全30種類）、またその中で各法人ごとに作成する計画書については、全て雛型を用意してあります。



9. 申し込みの流れ

- 申込受付● 説明会終了後より受付を開始します。**6月中旬には、ホームページにも掲載し**、受付ができるようにいたします。
- 顔合わせ● **8月下旬（予定）**に対象者と面接を行います。（現地に直接面接、または日本にてSkype面接等）
→検討中の法人様は、視察を兼ねて面接会に参加することも可能です。
- 受入先決定● 9月上旬に受入先を決定します。（申込法人多数の場合には、選考をさせていただきます）